かがわ働く女性応援会議実施要領

（名称）
第１条　この会は、かがわ働く女性応援会議（以下、「会議」という。）という。

（目的）
第２条　会議は、男女ともに安心して生きいきと働き続けられる香川づくりを実現し、働く女性の活躍推進による地域社会の持続的発展を図ることを目的とする。

（協議事項）
第３条　会議は、前条の目的を推進するため、次に掲げる事項を協議する。
①　香川県における働く女性の活躍についての推進計画策定に関すること
②　その他働く女性の活躍の総合的な推進に関すること

（組織）
第４条　会議は、別表に掲げる委員、アドバイザー及び香川県をもって構成する。
２　委員及びアドバイザーは知事が委嘱する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

（会長）
第５条　会議に会長を置く。
２　会長は、互選により決定する。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指定した会議の構成員がその職務を代行する。

（事務局）
第６条　会議の事務を処理するため、香川県商工労働部労働政策課内に事務局を置く。

（補則）
第７条　この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
１　この要領は、平成２８年１月２１日から施行する。